

第 1 章 総論

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度までを計画期間とする川越市教育振興基本計画（以下「第一次計画」という。）及び平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度までを計画期間とする第二次川越市教育振興基本計画（以下「第二次計画」という。）を策定し、「生きる力と学びを育む川越市の教育」を基本理念として定め、各施策に取り組んできました。

各施策については、毎年度行う「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」において、教育に関し学識経験を有する外部委員から意見をいただきながら検証し、改善を図りながら進めてきました。

この間、少子高齢化の進行、グローバル化※や更なる技術革新の進展など、社会状況は大きく変化し、多様な課題への対応が求められています。

国では、平成 29（2017）年 3 月に小学校及び中学校学習指導要領、平成 30（2018）年 3 月に高等学校学習指導要領を改訂し、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指し、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視するとしています。また、平成 30（2018）年 6 月に「第 3 期教育振興基本計画」を策定し、第 2 期計画の「自立」「協働※」「創造」の 3 つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を継承しつつ、2030 年以降の社会の変化を見据えた目指すべき姿や教育政策の重点項目を示し、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを教育政策の中心に据えて取り組むとしています。

埼玉県では、令和元（2019）年 7 月に「第 3 期埼玉県教育振興基本計画」を策定し、「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」を基本理念として掲げ、第 2 期計画までの基本理念を継承しつつ、社会情勢の変化、教育に求められる役割や子どもたちに育みたい力などを踏まえ、県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様な学び（「豊かな学び」）で、人生や社会の未来を切り拓く力を育む（「未来を拓く」）ことを目指すとしています。

本市においても、第二次計画を踏まえつつ、教育を取り巻く社会情勢の変化に応じた施策を総合的かつ計画的に推進するため、中長期的な視点に立ち、今後 5 年間における本市教育の方向性を示す第三次川越市教育振興基本計画を策定するものです。

なお、第三次計画から、本市教育委員会が所掌する教育施策への重点化を行い、学校教育、社会教育、文化財に関する施策や事業を対象とした計画としています。第一次計画及び第二次計画において範囲としていた文化・スポーツ分野の施策については、市長部局の各課それぞれが所管する個別計画により推進しますが、引き続き連携を図りながら計画を推進していきます。

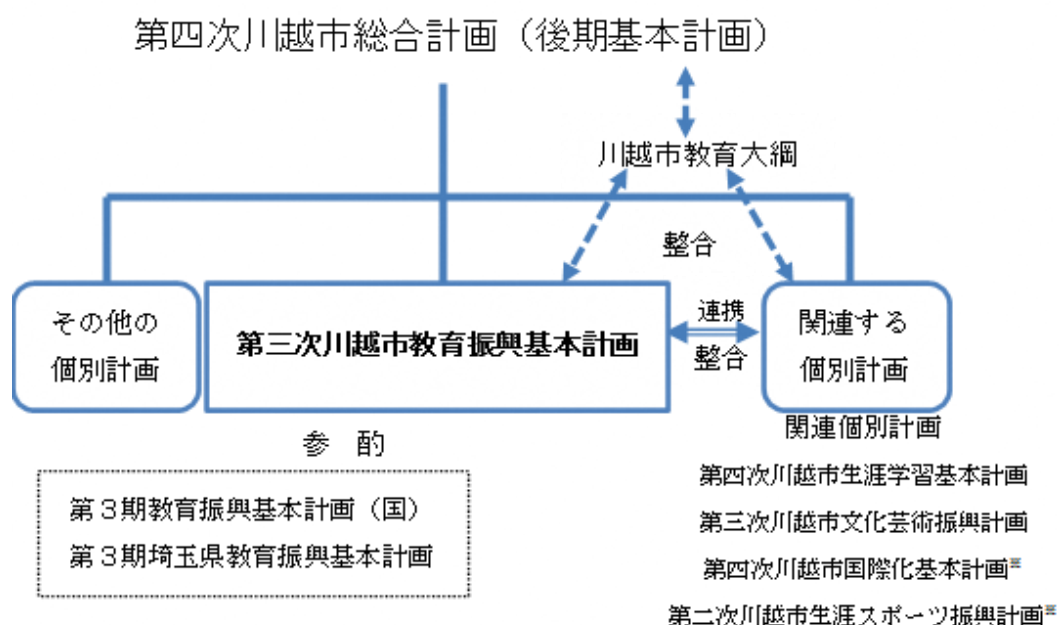
※グローバル化：個人、企業などが、国内の範囲を超えて広く国際的に行動することによって、世界的な市場やネットワークが進展すること。

※協働：市民、自治会等の公共的団体や N P O などの民間団体、企業や大学などの事業者及び行政が、地域の課題に対し、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え、協力し合って取り組んでいくこと。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて策定する、本市における教育振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、国・埼玉県教育振興基本計画を参酌するとともに、上位計画である第四次川越市総合計画や、本市の教育に関連する計画との整合を図り策定するものです。



※第四次川越市国際化基本計画、第二次川越市生涯スポーツ振興計画は令和3年度に次期計画策定予定

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5年間とします。

平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第二次川越市教育振興基本計画					第三次川越市教育振興基本計画				

4 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、計画（Plan）に定めた施策を確実に実行し（Do）、その施策を点検・評価し（Check）、必要に応じて改善を図る（Action）ことが重要です。計画を効果的に推進するため、主な施策の指標・目標値を設定するとともに、施策の評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年、外部有識者の知見を活用し行うこととします。

なお、本計画の期間中、社会情勢の変化や法改正等により、指標・目標値等が状況に合わなくなった場合、必要に応じ変更するものとします。

5 教育を取り巻く社会状況の変化

（１）人口減少と少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成 20（2008）年をピークに減少傾向にあります。本市においては、令和 3（2021）年 1 月 1 日現在 353,260 人で、令和 10（2028）年に 355,924 人でピークを迎え、その後は減少に転じ、令和 20（2038）年には 350,973 人になると推計されています。

また、0～14 歳の年少人口が令和 3（2021）年の 12.2%から令和 13（2031）年には 11.0%に減少する一方、65 歳以上の高齢者人口は令和 3（2021）年の 26.9%から令和 13（2031）年には 28.6%になる見通しであり、更なる少子高齢化の進行が予測されています。

このような社会にあっては、市民の一人ひとりが持てる力を最大限発揮し、社会の中で生き生きと活躍できるよう、教育を通じて資質・能力を育み、生涯にわたって自ら学び、その成果をそれぞれの人生や社会における課題解決のための活動につなげていくことが求められています。

（２）グローバル化の進展

情報発信や交通手段等の飛躍的な技術革新により、グローバル化が加速し、個人レベルでも活動圏が国境を越えて広がっています。

また、令和 2 年の新型コロナウイルス感染症の影響を除けば、訪日外国人旅行者数、在留外国人数、外国人労働者数は増加の一途をたどっています。

本市においても、外国人住民人口は平成 28（2016）年 1 月 1 日現在の 6,036 人から、令和 3（2021）年 1 月 1 日現在では 8,868 人となっています。

今後、市民が身近なところで様々な国の人々と交流する機会が増えていくと考えられることから、多文化共生※社会に対応できる知識・技能やコミュニケーション力などを備えた人材の育成に向けた取組が求められています。

※多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

（３）急速な技術革新の進展

近年、ＩＣＴ※などの分野における技術革新は目覚ましく、国の第５期科学技術基本計画（平成２８（２０１６）年１月２２日閣議決定）では、ＩＣＴを最大限に活用し、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実社会）とを融合させた取組により、人々に豊かさをもたらす未来社会の姿として、超スマート社会（Society5.0）※が提唱されています。

超スマート社会（Society5.0）では、ＩｏＴ※、ビッグデータ※、人工知能（ＡＩ※）、ロボット等の先端技術があらゆる産業や社会生活に取り入れられ、新たな価値が生み出されることにより、社会構造や雇用環境が大きく変化すると考えられています。

ＩＣＴをはじめとした先端技術を効果的に活用し、技術革新による社会の変化に対応した教育の充実が求められています。

（４）経済・雇用情勢の変化

日本経済は、企業収益や雇用・所得環境が改善し、設備投資や個人消費が持ち直しの動きを示すなど、緩やかな回復が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動が停滞し、雇用情勢にも影響が及んでいます。

こうした状況の中で、経済的格差による子どもの貧困の問題が指摘されています。家庭の社会経済的背景と子どもの学力などには相関関係が見られるとの研究もあり、貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が懸念されています。

全ての人が持てる能力を発揮する機会を等しく得られるよう、意欲ある全ての人への学習機会の確保に向けた取組を、教育現場をはじめ、地域社会全体で実現していくことが求められています。

（５）家庭、地域社会の変化

家族形態の変容や、ライフスタイルの多様化などにより、地域社会における人々のつながりが希薄化しており、地域の中での孤立化や、家庭・地域の教育力の低下、異世代との交流や多様な体験の機会の減少などが指摘されています。

地域社会の中で豊かな生活を送ったり、災害発生時等に支え合ったりするためには、人と人とのつながりが大切です。

子どもたちの健全な育成と地域社会の発展に向けて、一人ひとりが積極的に地域と関わり、つながりを強めていくとともに、地域の教育機能を有効に活用していくことが求められています。

※ **ＩＣＴ**：Information and Communication Technology の略。情報（Information）や通信（Communication）に関する技術の総称。

※ **超スマート社会（Society5.0）**：①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上５番目の新しい社会で、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

※ **ＩｏＴ**：Internet of Things（モノのインターネット）の略。あらゆるモノがインターネットにつながっている状況、あるいはその技術を指す。

※ **ビッグデータ**：インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上等に伴い生成される、大量のデジタルデータのこと。

※ **ＡＩ**：Artificial Intelligence の略。

（６）新型コロナウイルス感染症の影響

令和 2(2020)年、新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威を奮い、我が国においても社会経済だけでなく日常生活にも大きな影響を及ぼしています。学校教育においては、令和 2(2020)年 3 月上旬より全国で一斉に臨時休業の措置がとられ、本市においても 5 月末までの長期にわたり休業となるなど、大きな影響を与えています。

社会全体が、「新しい生活様式※」への対応が求められる中、学校においては、感染症対策を講じつつも、子どもたちの健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要となっており、学校・家庭・地域と連携を図りつつ、学校教育活動を安全・安心に、柔軟かつ効果的に進めていくことが求められています。

（７）持続可能な開発目標（SDGs）の推進

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ※」において、2030 年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が掲げられ、17 の目標が設定されています。

社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0 時代」の到来とともに、新型コロナウイルス感染症拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」の中で、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、SDGs の掲げる目標の一つである「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ことが求められています。

（８）働き方改革の推進

学校を取り巻く環境の変化に伴い、学校に求められる役割が拡大し、課題も複雑化、多様化する中で、教職員は多種多様な業務に追われ、その結果、長時間勤務となっている実態があります。その実態を踏まえ、平成 31(2019)年 1 月に中央教育審議会※により、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が取りまとめられ、全国的に教職員の働き方改革は急務となっています。

本市においても、教職員のこれまでの働き方を見直し、教職員が担う業務の明確化・適正化など学校における働き方改革を進め、負担軽減を図ることで、子どもたちに対する効果的な教育活動の実現につなげるなど、質の高い学校教育を持続していくことが求められています。

※新しい生活様式：新型コロナウイルス感染症対策を日常生活に取り入れた生活様式。

※アジェンダ：agenda。行動計画のこと。

※中央教育審議会：教育、学術または文化に関する基本的な重要施策について調査・審議し、またこれらの事項に関して文部科学大臣に建議する審議会。

（９）変化に対応した学校教育の推進

超スマート社会（Society5.0）を生きる子どもたちにとって、ＩＣＴを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められており、ＧＩＧＡスクール構想※をはじめ、学校教育の在り方も大きく変わろうとしています。

一方、子どもたちが自然の中で豊かな体験をしたり、文化芸術を体験して感性を豊かにしたりする機会が限られており、地域・家庭と連携・協働しつつ、体験活動の機会を確保していく必要性が指摘されています。

ＩＣＴ等を活用した学習活動の充実を図り、長期にわたる学校の臨時休業などの緊急時においても、子どもたちの学びを保障していくとともに、変化の激しい社会の中で、子どもたちが自立し、健康で心豊かに生きていく力を身に付けるための取組を、学校・地域・家庭が連携・協働し、推進していくことが求められています。

（10）変化に対応した生涯学習の推進及び文化財の活用

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、人生 100 年時代※の到来が予測されています。人生 100 年時代を心豊かに生きていくためには、生涯にわたって学び、いきがいを高めていくことが大切であり、その学びの成果を地域・社会の課題解決につなげていくことで、人々がふれあい、地域が活性化していくことが考えられます。

また、時代の変化とともに、社会教育施設については、地域の学習活動の拠点のみならず、地域の情報発信やまちづくりの拠点、子どもたちの居場所など、幅広い役割が期待されています。

文化財については、文化財保護法の改正により、保護だけでなく活用についても重視する方向性となってきています。

学校との連携を更に充実させるとともに、誰もが自主的に学習活動を行えるよう、また、多様な人々と連携・協働して地域活動を行えるよう、時代の変化に応じた取組を進めていくことが求められています。

※ＧＩＧＡスクール構想：ＧＩＧＡはGlobal and Innovation Gateway for All の略。児童生徒一人１台端末（コンピュータ）及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想。

※人生 100 年時代：多くの人が 100 年以上生きることが当たり前となる時代。

6 第二次計画の成果と課題について

第二次計画では、「生きる力と学びを育む川越市の教育」を基本理念とし、「次代を担いたくましく生きる児童生徒の育成」、「ふれあいと思いやりのある地域社会の実現」、「心豊かで生きがいを持てる市民社会の実現」の3つの目標を掲げ、それらを踏まえた5つの方向性に沿って各施策を推進してきました。第二次計画の方向性Ⅰから方向性Ⅴについて、それぞれの成果と課題の概要は次のとおりです。

方向性Ⅰ「生きる力を育む学校教育の推進」について

施策1 確かな学力と自立する力の育成

本市では、確かな学力と自立する力の育成に向け、「川越市小・中学生学力向上プラン※」に基づく学力向上対策の推進、小・中学校英語教育の充実、地域等と連携した社会体験活動の充実、特別支援教育※の充実などに取り組んできました。

英語教育における英語指導助手※の小・中学校への配置は、令和元（2019）年度には、平成26（2014）年度から8人増の30人を配置し、小学校への学校訪問回数は延べ2,500日を超え、教員との共同授業を行うなど児童生徒の英語力の強化を図っています。また、地域の事業所などでの社会体験活動は、中学生が将来の夢や希望について考える機会や、働くことの厳しさや大切さを知る機会となっています。

一方、情報教育の推進については、令和元（2019）年度末までは、他市に比べICT機器の整備が大変遅れている状況だったことから、ICT機器を活用した学習方法の確立が急務となっています。

令和元（2019）年度に実施したアンケート調査※では、保護者、市民が学校に期待する役割として、「基礎的・基本的な知識や技能を身に付けさせること」、「自ら考え、判断し、表現する力を身に付けさせること」などが、「思いやりや優しさなど豊かな心を育てること」に続き、高い割合となっています。また、保護者が充実させたほうがよいと思う教育施策（18ページ参照）について、「児童生徒の学力の育成」の割合が一番高くなっています。

本市児童生徒の学力については、全国及び埼玉県の学力・学習状況調査※結果において、平均正答率を比較すると、国、県の数値を下回っている学年、教科が複数見受けられ、特に小学生的の学力向上対策の強化は喫緊の課題となっている状況です。また、全体を通じ、「思考力・判断力・表現力等の育成」も本市の継続した課題となっています。子どもたちが確かな学力と、自ら学び考え行動する力を身に付けることができるよう、各種学力調査等の結果分析を生かした学習指導の改善・充実を図るなどの取組が求められています。

※川越市小・中学生学力向上プラン：教育委員会と市立小・中学校が目標を共有し、本市の学校教育の更なる充実と子どもたち一人ひとりの学力向上を図ることを目指して策定したプラン。

※特別支援教育：幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもので、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの。

※英語指導助手：日本人の教師とともに英語の授業を行う外国人指導者。

※アンケート調査：第三次川越市教育振興基本計画の策定に向けての基礎資料とするとともに今後の教育施策等の推進に活用することを目的に令和元（2019）年10月～11月に実施。対象は市立小学校5年生及び市立中学校2年生の児童生徒の保護者1,781名、市立小・中学校校長及び教員336名、20歳以上の市民1,500名。

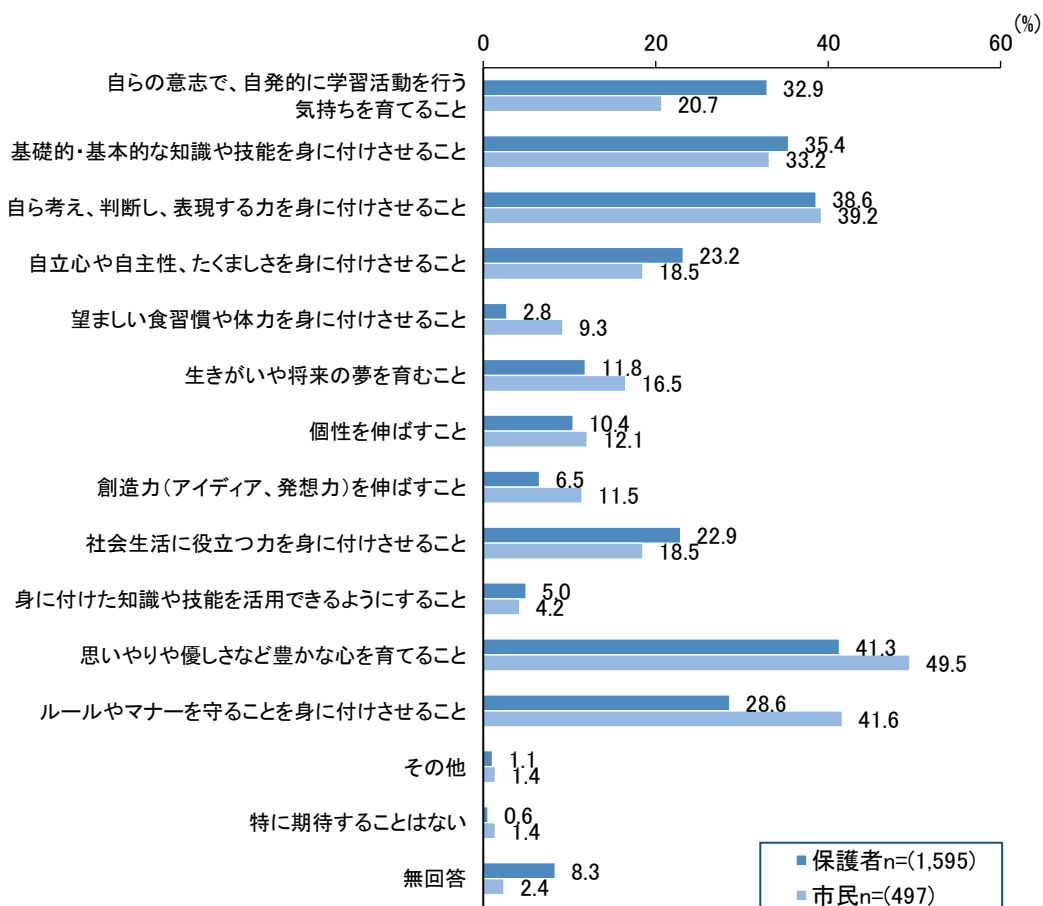
※全国学力・学習状況調査：文部科学省が実施する、全国の子どもたちの学力・学習状況を把握するための調査。小学校6年生及び中学校3年生を対象としている。

※埼玉県学力・学習状況調査：埼玉県の子どもの学力や学習状況を把握するための調査で、子どもたちの「学力の伸び」や学力の経年変化を把握することができる。小学校4年生から中学校3年生を対象としたもの。（平成27（2015）年度より開始）

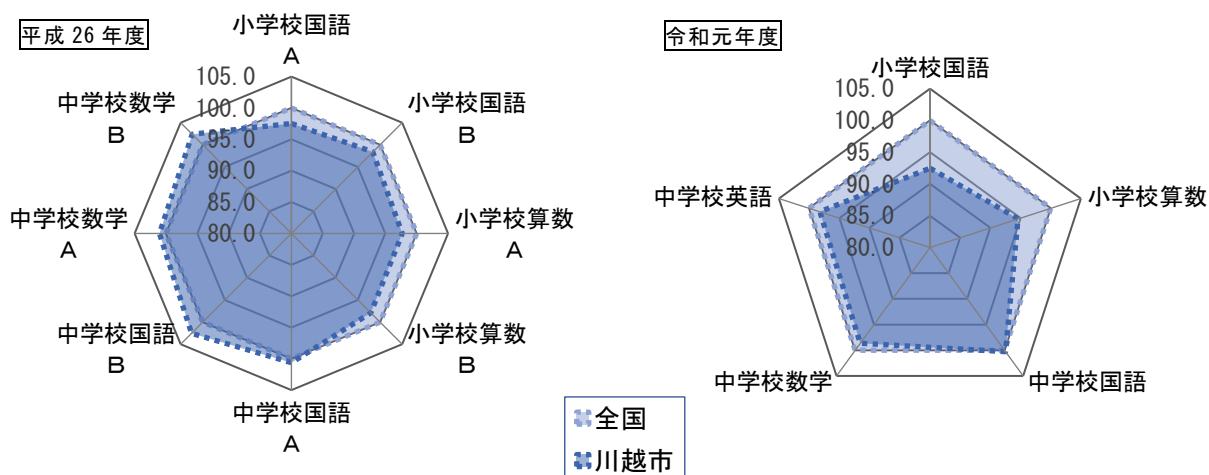
項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度
英語指導助手配置実績	23 人	24 人	24 人	30 人	30 人

資料：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

■小・中学校が、子どもに対してどのような役割を果たすことを期待するか【複数回答】
(令和元年度アンケート調査より)



■全国学力・学習状況調査 教科別正答率の全国比 (全国を 100 とした場合)



(注) 平成 26 年度は国語・算数(数学)とも、A(主として「知識」)、B(主として「活用」)に問題が分かれていたが、令和元年度実施分から統合した問題となっている。

施策 2 豊かな心と健やかな体の育成

本市では、豊かな心と健やかな体の育成に向け、道德教育の充実、読書活動の推進、いじめ防止対策や教育相談の充実、食育※や体力向上の推進などに取り組んできました。

道德教育においては、豊かな心を育む道德教育の一層の充実を図るため、「川越市の道德教育」「川越市小学校教育課程指導・評価資料（道德）」を作成し活用を図っています。

体力向上においては、小中連携した授業での指導の工夫・改善の取組やトップアスリートふれあい事業※を通じて、運動好きな児童生徒の育成や技能の向上を図ってきました。新体力テスト※の結果では、全国平均を上回るものが多いものの、埼玉県平均及び平成 26(2014)年度の市平均を上回る項目が少ない状況です。

教育相談、不登校対策では、さわやか相談員※、スクールカウンセラー※、スクールソーシャルワーカー※、臨床心理士、教員が連携を図り、様々な課題への対応を図っています。一方、アンケート調査では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの取組を「知らない」と回答した保護者が多く見られます。

社会の急激な変化に伴い、子どもたちを取り巻く諸課題が複雑化・多様化している中、子どもが悩みを一人で抱えることのないよう、こうした取組を啓発し、家庭との連携も含め、相談体制、支援体制を一層充実させる必要があります。

また、アンケート調査では、保護者、市民が学校に期待する役割（9 ページ参照）として、「思いやりや優しさなど豊かな心を育てること」「ルールやマナーを守ることを身に付けさせること」が求められています。

さらに、保護者が、児童生徒に対する指導で大切だと思うこと（12 ページ参照）として、「ルールを守る、思いやりの心をもつ、目標に向かって努力することなど、人として大切なことを教えること」が一番高い割合となっています。

学校、家庭、地域を取り巻く環境が変化する中、それぞれが連携・協働し、豊かな心と健やかな体の育成を推進することが求められています。

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度
埼玉県学力・学習調査で「規律ある態度」達成率 80%以上の項目数 (各学年 12 項目×学年分)	小 69/72 中 34/36	小 67/72 中 33/36	小 67/72 中 33/36	小 66/72 中 33/36	小 67/72 中 33/36
さわやか相談員が関わりを持ち、解決した割合	85.0%	82.9%	90.3%	87.6%	85.2%
スクールカウンセラーが関わりを持ち、解決した割合	77.5%	79.0%	89.6%	89.2%	91.3%

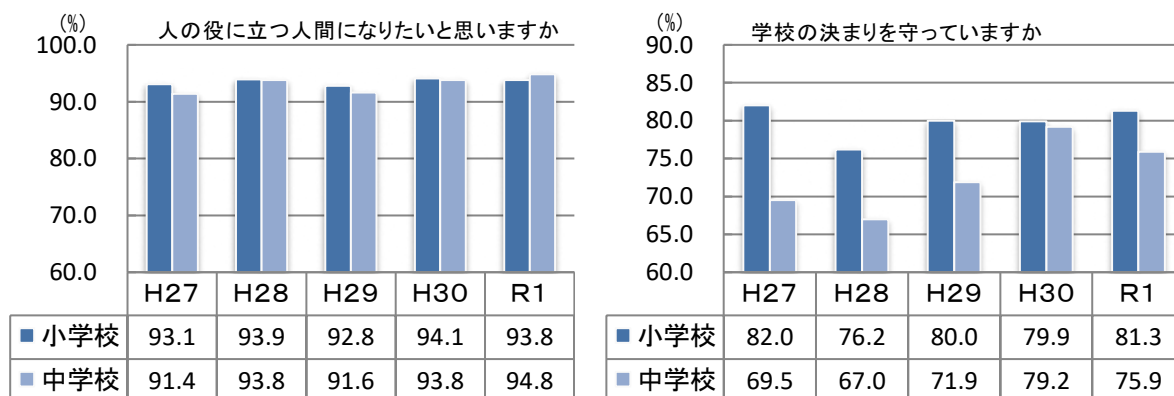
資料：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

- ※食育：生涯を通じて健全な食生活を実践するために、正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、食文化を継承し、自然の恵みなどを理解するもの。
- ※トップアスリートふれあい事業：近隣大学のスポーツ分野で活躍する監督・コーチ・学生を小学校に招き、一緒に体を動かすことで、運動の楽しさや喜びを体験し、児童の体力向上の一助とする事業
- ※新体力テスト：文部科学省が、国民の体位の変化、スポーツ医・科学の進歩、高齢化の進行等を踏まえ、昭和 39（1964）年以來行ってきた「体力・運動能力テスト」を平成 11（1999）年に見直して、現状に合ったものとした運動能力に関するテスト。
- ※さわやか相談員：いじめ・不登校等の児童生徒に対する心の問題を解消するため、中学校 22 校に 1 名ずつ配置。児童生徒及び保護者の相談等に応じるとともに、学校・家庭・地域社会との連携を図る。
- ※スクールカウンセラー：児童生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて相談に応じ、助言や援助を行う専門家。小・中学校に異から配置されている。
- ※スクールソーシャルワーカー：課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るために配置している。教育分野と社会福祉分野の知識・経験を有する専門職。

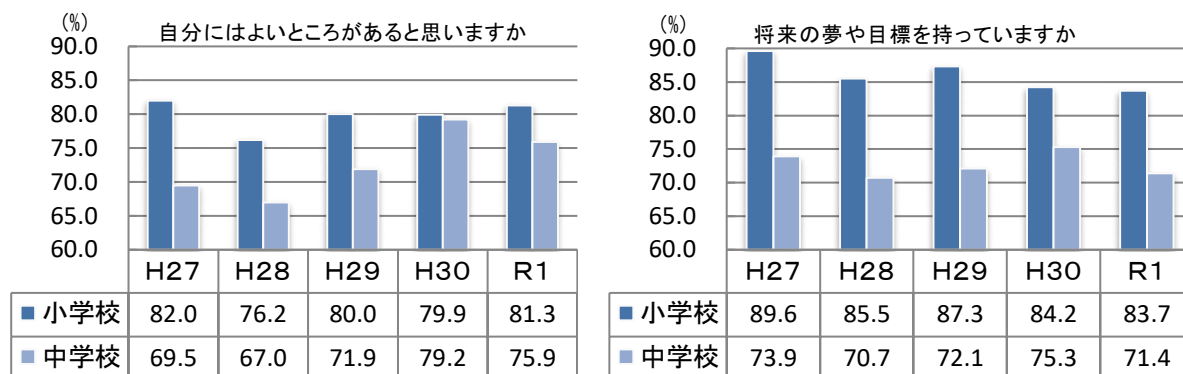
- 児童生徒の体力・運動能力は、新体力テスト結果では県平均を下回るものの、全国平均を上回る傾向にあります。しかし、平成26(2014)年度と比較し下回る結果となっています。

小5男子 (R元年)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ソフトボール 投げ(m)	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20mシャトル ラン(回)
川越市	9.40	154.24	20.37	16.05	22.08	34.38	43.01	54.88
埼玉県	9.31	156.57	20.79	16.54	22.03	35.37	44.64	56.06
全国	9.42	151.47	21.60	16.37	19.80	33.24	41.74	50.32
川越市 (H26年)	9.28	155.53	21.89	16.57	21.60	33.70	44.31	59.20
小5女子 (R元年)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ソフトボール 投げ(m)	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20mシャトル ラン(回)
川越市	9.60	147.49	13.14	15.98	21.23	39.23	41.37	45.58
埼玉県	9.51	151.90	13.74	16.38	21.48	40.13	43.01	47.64
全国	9.63	145.70	13.59	16.09	18.95	37.62	40.14	40.80
川越市 (H26年)	9.58	149.47	13.51	16.34	20.21	38.51	41.76	46.14
中2男子 (R元年)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ハンドボール 投げ(m)	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	持久走 1500m
川越市	7.94	196.48	21.23	29.12	30.02	47.33	52.52	6分18秒05
埼玉県	7.92	200.67	21.07	29.35	29.87	47.82	53.32	6分20秒98
全国	8.02	195.02	20.35	28.64	26.85	43.43	51.87	6分40秒03
川越市 (H26年)	7.78	196.85	22.34	29.49	30.81	46.08	52.04	6分12秒62
中2女子 (R元年)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ハンドボール 投げ(m)	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	持久走 1000m
川越市	8.60	176.01	13.52	25.03	27.36	50.72	48.35	4分35秒52
埼玉県	8.62	177.45	13.92	24.90	27.22	50.61	48.97	4分37秒18
全国	8.81	169.71	12.87	23.74	23.58	46.29	47.25	4分50秒55
川越市 (H26年)	8.60	172.00	13.94	24.63	26.89	49.26	45.84	4分36秒36

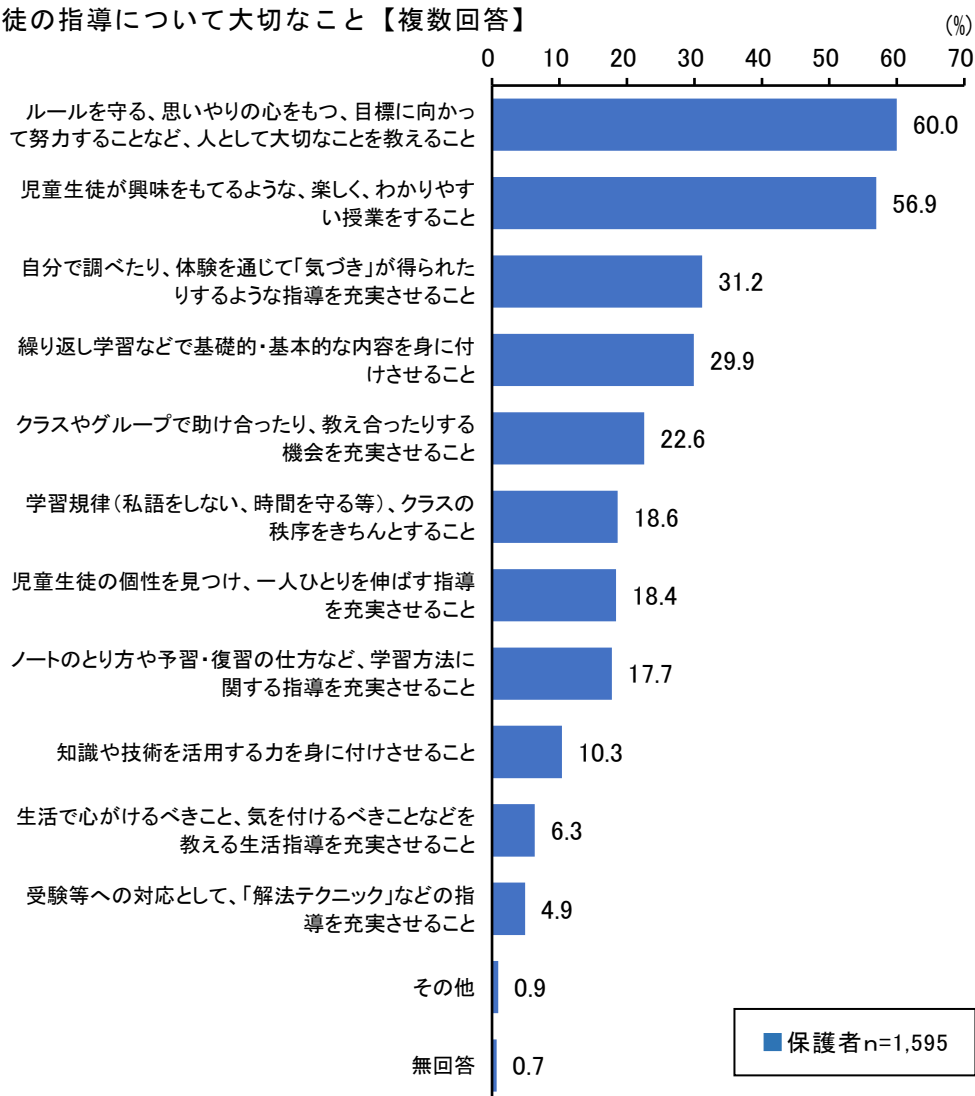
- 全国学力・学習状況調査における道徳性に関する意識調査では、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」、「学校の決まりを守っていますか」の問いに対して、本市の児童生徒のうち肯定的に回答した割合は9割以上、中学生においては「学校の決まりを守っていますか」は、右肩上がり傾向となっています。



また、自己肯定感※に関する項目である、「自分にはよいところがありますか」の問いに対して、5年間で、中学生の肯定的回答が約1割増加しています。一方、「将来の夢や希望を持っていますか」の問いに対して、小・中学生ともに5年前に比べ肯定的意見が減少しています。



■ 児童生徒の指導について大切なこと【複数回答】



資料：アンケート調査結果（小・中学生保護者対象／令和元年実施）

※自己肯定感：自分の在り方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味する言葉。

施策3 質の高い教育を支える教育環境の充実

本市では、質の高い教育を支える教育環境の充実に向け、教職員の資質向上に向けた研修会の充実、大規模改造工事や小・中学校の普通教室への空調設備設置などの学習環境の整備・充実、学校給食の充実などに取り組んできました。

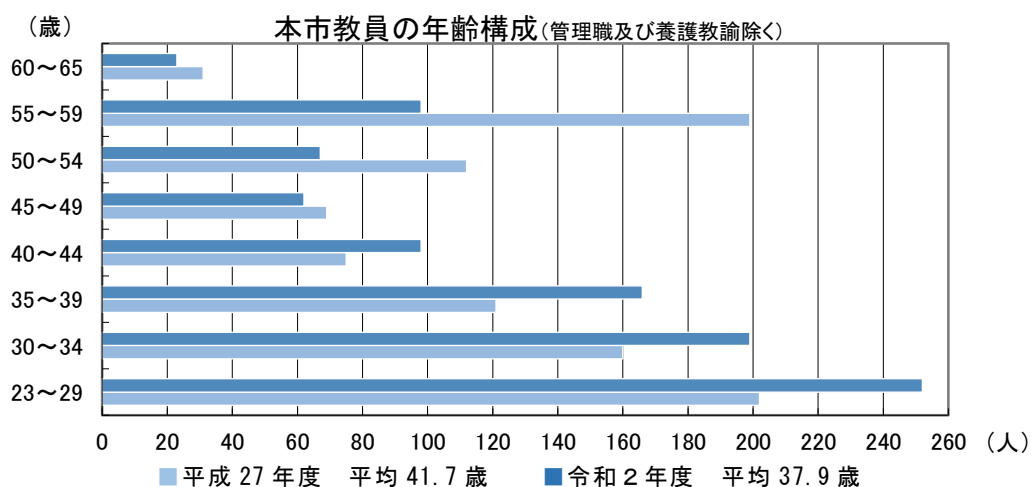
小・中学校の普通教室への空調設備設置については、平成30（2018）年度に全ての普通教室への設置が完了しました。また、学校給食では、平成29（2017）年度に菅間第二学校給食センターを設置し、平成30（2018）年度から食物アレルギー対応食の提供を開始しています。

アンケート調査では、教育環境の変化に対応するために取り組むべきこと（20 ページ参照）として、「人的配置の充実」が、市民、教員とも一番高い割合になっていますが、「防災、防犯などの安全・安心に配慮した教育環境づくり」の割合が、保護者で1番目、市民で2番目に高くなっています。また、充実させたほうがよいと思う教育施策として、「教職員の資質向上」の割合が、保護者、教員、市民とも高い割合となっています。

学校は子どもたちが学習活動を行う生活の場であり、安全性や快適性を確保することから、老朽化した学校施設・設備の整備を、「川越市公共施設等総合管理計画※」に基づき令和2（2020）年10月に策定した「川越市個別施設計画（公共施設編）」に沿って、計画的に進めていくとともに、児童生徒にとって望ましい教育環境となるよう、市立小・中学校の適正規模・適正配置に係る検討を進める必要があります。

また、教育の質を高めるため、教職員の資質向上に向けた研修会の充実や教職員が子どもと向き合う時間を増やすことができるよう、業務負担の軽減を図る取組が求められています。

さらに、学校を取り巻く問題が複雑化、困難化している中で、新しい時代の教育課題に対応する、教職員一人ひとりの実践力が求められています。そのような中、経験年数が10年未満の教職員が増加する一方、それらの教職員を指導・育成する経験豊富なベテラン教員、校内の教育活動の中核を担うミドルリーダー層の教員が少なくなっているため、教員の資質向上のための研修を効果的に行うとともに、教職員が学ぶ意欲を持ち続ける環境づくりが必要です。



※川越市公共施設等総合管理計画：本市が所管し管理する公共施設やインフラ施設などの社会資本を、総合的かつ計画的に管理するための基本的な方向性を示したものの。

方向性Ⅱ「活力ある地域を創る生涯学習の推進」について

施策１ 家庭・地域の教育力の向上

施策２ 生涯学習活動の推進

本市では、活力ある地域を創る生涯学習の推進に向けて、地域ぐるみの教育を推進するため、学校・家庭・地域の連携・協働、社会教育関係団体へ支援するとともに、公民館等の社会教育施設の充実と生涯学習活動の推進などに取り組んできました。

地域との連携において、力を入れ取り組んでいる子どもサポート事業※では、参加者数が、令和元（2019）年度には37,690人と、10年前（平成21（2009）年度）の11,105人と比べ3倍以上増加しています。

また、生涯学習活動の拠点となる施設の整備について、平成26（2014）年度末に、ウェスタ川越内に生涯学習施設を開設し、令和元（2019）年度には、17年ぶりの新設公民館となる霞ヶ関西公民館を開館しました。

一方で、公民館主催事業の参加者数や図書館の貸出冊数は、第二次計画期間中、毎年減少している状況です。博物館の入館者数も減少傾向にありますが、川越の歴史文化を学ぶ施設として市内外の多くの学校に利用されています。

アンケート調査では、公民館において学びたいことについて、保護者、市民とも「趣味的なもの」の割合が一番高く、次いで「健康・スポーツ」の割合が高くなっています。また、公民館に要望したいことについては、保護者、市民とも「小・中学生の放課後の居場所の提供」の割合が一番高くなっています。

また、公民館、図書館に共通した課題として、1年間にどのくらい利用しましたかという問いについて、両施設とも「利用していない」の割合が、保護者、市民とも一番高く、その理由も「利用する必要がなかったから」という回答が一番高く、さらに、これからの要望についても「特にない」という回答が高い状況となっています。

活力ある地域を創る生涯学習の推進に向けて、今後も地域住民、団体等との連携強化を図るとともに、市民ニーズ及び社会の変化に対応した施設の在り方を検討していくことが求められています。

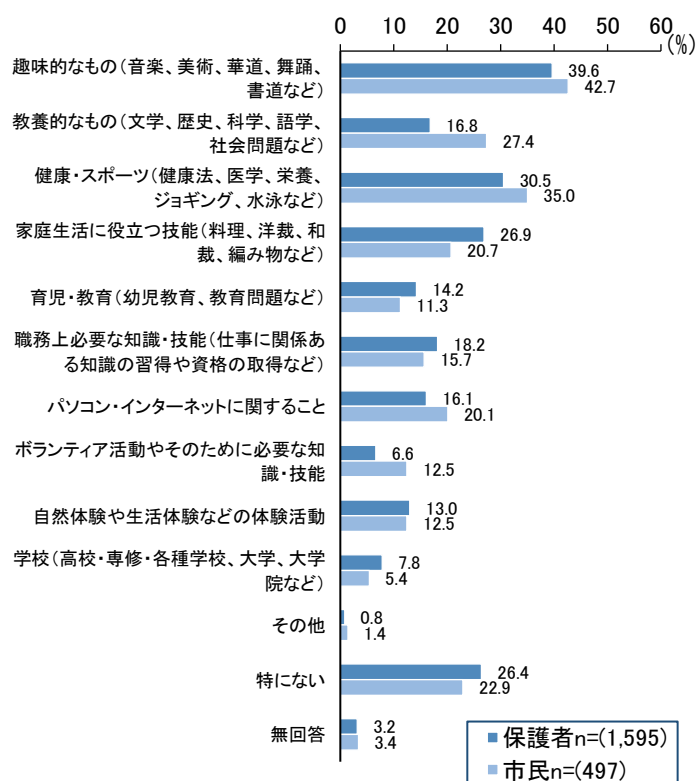
項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度
子どもサポート事業への参加者数	41,765 人	50,841 人	43,368 人	40,989 人	37,690 人
公民館主催事業参加者数	51,923 人	45,336 人	43,770 人	42,601 人	38,950 人
図書館貸出冊数	1,848,799 冊	1,803,754 冊	1,758,562 冊	1,742,996 冊	1,536,555 冊
博物館入館者数	98,025 人	96,516 人	89,563 人	89,154 人	77,456 人
教育課程に位置付けた博物館活用学校数	354 校	376 校	349 校	362 校	384 校

資料：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

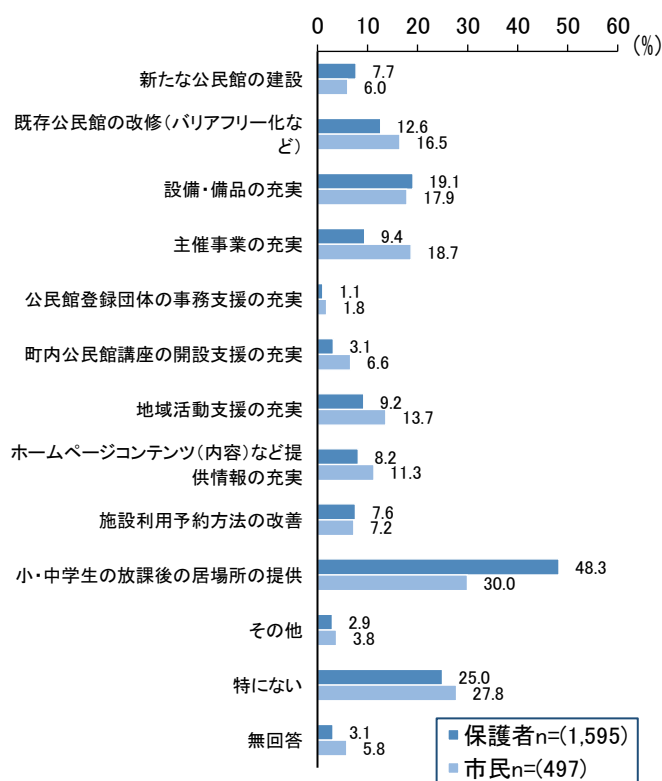
（注）令和元年度は新型コロナウイルス感染症予防のため一部事業の中止及び休館したことから、経年の単純比較はできない。

※子どもサポート事業：子どもたちの豊かな人間性や社会性など「生きる力」を育むため、家庭、学校、地域及び社会教育施設が連携・協力し、人と人とのネットワークを構築しながら、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制を作ることとする。市内を14地区に分け、地域の特色を生かした様々な体験活動を提供する「地域子ども応援団活動」と学校教育を支援する「学校応援団活動」を大きな二つの柱として取り組む事業。

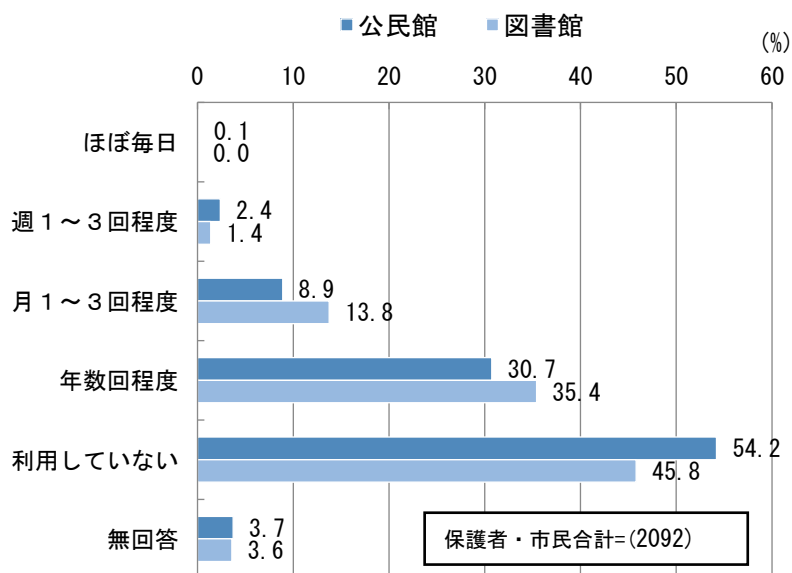
■ 公民館において学びたいこと【複数回答】



■ これからの公民館に要望したいこと【複数回答】



■ 公民館・図書館の利用頻度



■ 利用しなかった理由(複数回答)

【公民館】 1,134 人

1. 利用する必要がなかった 834 人
2. 利用したい講座がない 186 人
3. 家の近くにないから 163 人

【図書館】 958 人

1. 利用する必要がなかった 416 人
2. 家の近くにないから 403 人
3. 調べものはインターネットでできる 328 人

資料：アンケート調査結果(小・中学生保護者、市民対象/令和元年実施)

方向性Ⅲ「歴史文化の継承と新しい市民文化の創造」について

本市では、歴史の中で守り伝えられてきた貴重な財産である文化財を保護し、後継者育成の支援及び文化財保護意識の啓発や、文化財の保存と活用を図ることにより、歴史文化の継承に取り組んできました。

また、様々な市民や団体との連携・協働により、文化芸術の振興を図るとともに、新たな文化芸術の創造を支援してきました。

本市の歴史的景観を伝える川越市川越伝統的建造物群保存地区※の保存整備事業については、所有者の修理要望の把握や保存対策調査による現状把握に努め、計画的に実施しています。また、国指定史跡の河越館跡については、令和元（2019）年度に史跡用地の公有化が完了し、第2期整備に向けて取り組んでいます。

文化芸術の振興については、市民団体や大学等と連携・協働し、川越市民文化祭や2音大クラシック・コンサートなどの文化芸術事業を実施しています。

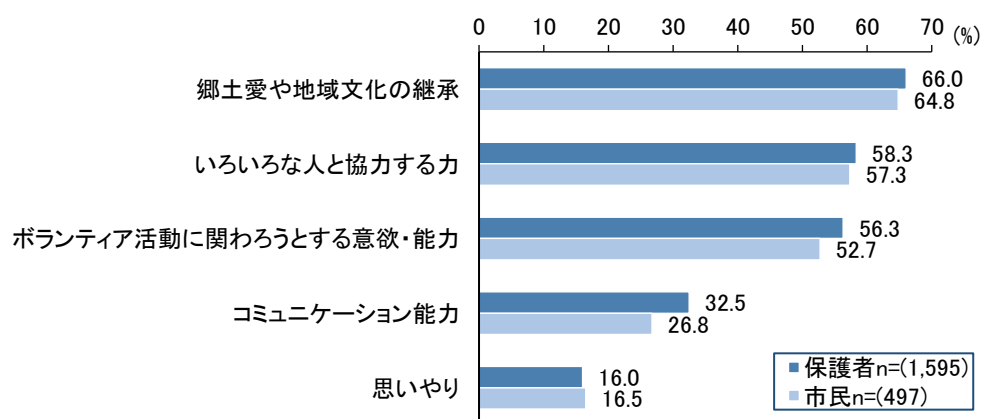
アンケート調査では、学校・家庭・地域それぞれの役割の中で、地域の役割として、「郷土愛や地域文化の継承」の割合が保護者、市民とも一番高くなっています。

今後も、市民や団体等との連携・協働により、本市に残された文化財の保存と活用等による歴史文化の継承に努めるとともに、新たな文化芸術の創出に向けて取り組んでいくことが求められています。

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度
文化財調査件数	11 件	13 件	21 件	54 件	75 件
文化財職員の講師派遣数	4 件	16 件	24 件	20 件	21 件
伝統的建造物の修理件数 累計	61 件	64 件	69 件	71 件	75 件
文化芸術団体との協働による 文化芸術事業件数	8 件	9 件	8 件	11 件	10 件

資料：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

■地域の役割（上位 5 項目）【複数回答】



資料： アンケート調査結果（小・中学生保護者対象／令和元年実施）

※川越市川越伝統的建造物群保存地区：平成 11（1999）年 4 月に、蔵造りをはじめとする町並み及びその周辺約 7.8ha（札の辻から仲町交差点までの幸町の全部、元町 1 丁目、元町 2 丁目及び仲町の各一部）を川越市川越伝統的建造物群保存地区として都市計画決定を行った。また、同地区は国にとってその価値が高いものとして、同年 12 月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。重要伝統的建造物群保存地区とは、伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」及び「都市計画法」に基づき、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、わが国にとって、その価値が特に高いものとして国が選定した地区。

方向性Ⅳ「多文化共生と国際交流・協力の推進」について

本市では、異なる文化を理解し、相互に尊重し、助け合うことができるよう、交流や国際理解教育※を通して共生意識の醸成を図ってきました。

交流事業については、市民団体と連携した国際関係イベントや、市民や中学生を海外姉妹都市に派遣する姉妹都市交流事業を実施しています。

また、外国籍市民への支援として、NPOやボランティアによる日本語教室の開催、外国籍市民相談の実施、英語版広報川越の発行等の情報提供などを実施しています。

教育委員会においても、市立小・中学校に在籍し、日本語指導が必要とされる児童生徒を支援するため、日本語指導ボランティア（令和2年度から語学指導補助員）を学校へ派遣し、平成26（2014）年度の611回から、令和元（2019）年度には808回派遣しています。

今後も、多文化共生と国際交流・協力の推進に向けて、市民団体等との連携・協働により、継続して各種施策に取り組んでいくことが求められています。

方向性Ⅴ「生涯スポーツの推進」について

本市では、スポーツ活動へのきっかけをつくり、それを継続していけるよう、魅力あるスポーツ教室や大会等の充実を図るとともに、誰もがいつでも、どこでもスポーツ活動に取り組めるよう、地域住民が主体となり運営する総合型地域スポーツクラブ※の設置・運営を支援しています。

また、スポーツ施設を利用者が安全かつ安心して使えるよう、川越運動公園陸上競技場の2種公認改修工事、川越運動公園総合体育館のバスケットゴール増備、川越武道館の耐震補強工事などの施設の整備を行ったほか、スポーツ活動をより身近に行えるよう、学校体育施設を地域に開放しています。

今後も、市民の誰もがいつでも気軽に自分に合ったスポーツ活動を楽しみ、スポーツによる健康づくりを進めることができるよう、スポーツ環境の基盤づくりを推進することが求められています。

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度
外国籍市民と日本人市民との年間交流者数	8,555 人	10,014 人	9,137 人	9,282 人	8,370 人
外国籍市民の日本語教室への参加者数	3,604 人	4,711 人	3,767 人	4,008 人	3,612 人
総合型地域スポーツクラブ設置数	3 件	4 件	4 件	4 件	4 件
スポーツ教室参加者数	479 人	496 人	495 人	526 人	336 人
川越運動公園（総合体育館・陸上競技場・テニスコート）利用人数	291,840 人	259,539 人	267,107 人	294,477 人	266,321 人

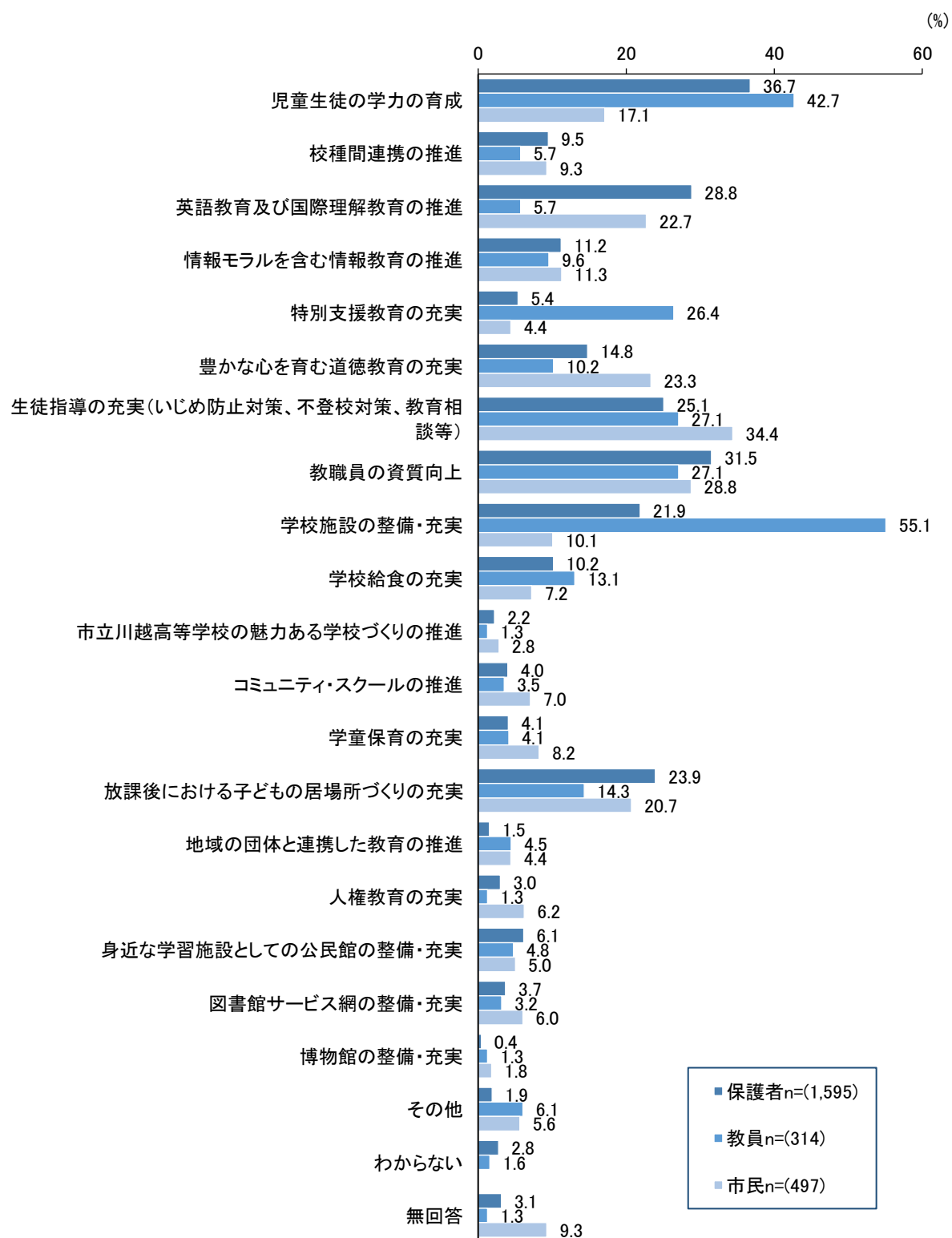
資料：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

（注）令和元年度は新型コロナウイルス感染症予防のため一部事業を中止したことから、経年の単純比較はできない。

※国際理解教育：国際化した社会で、主体的に行動できる児童生徒の育成を目指すために、日本の文化や伝統等の認識を深め、異文化を理解し世界の人々と協調できる資質や能力を育成する。
※総合型地域スポーツクラブ：子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、誰でも参加できるという主旨で、地域住民により自主的・主体的に、運営されるスポーツクラブ。

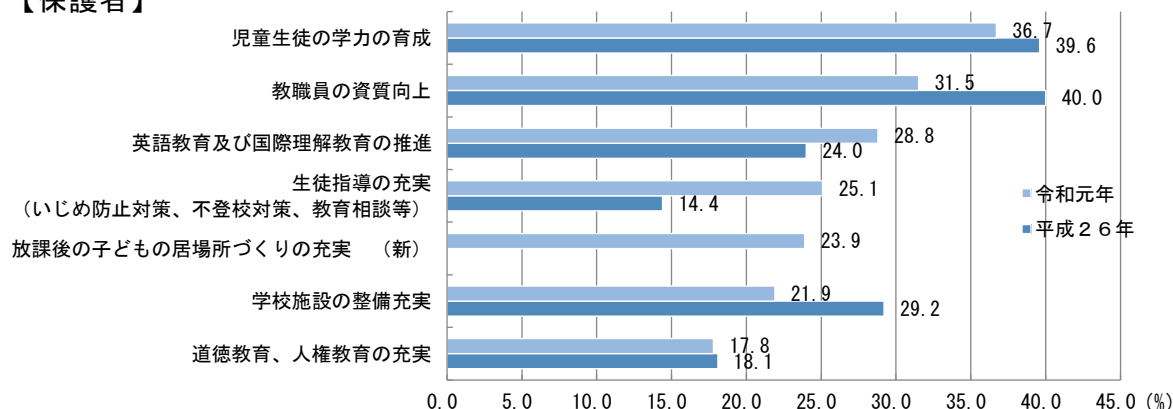
アンケート調査結果（小・中学生保護者、教員、市民対象／令和元年実施）

■今後、更に充実させべき教育施策【複数回答】（令和元年度）

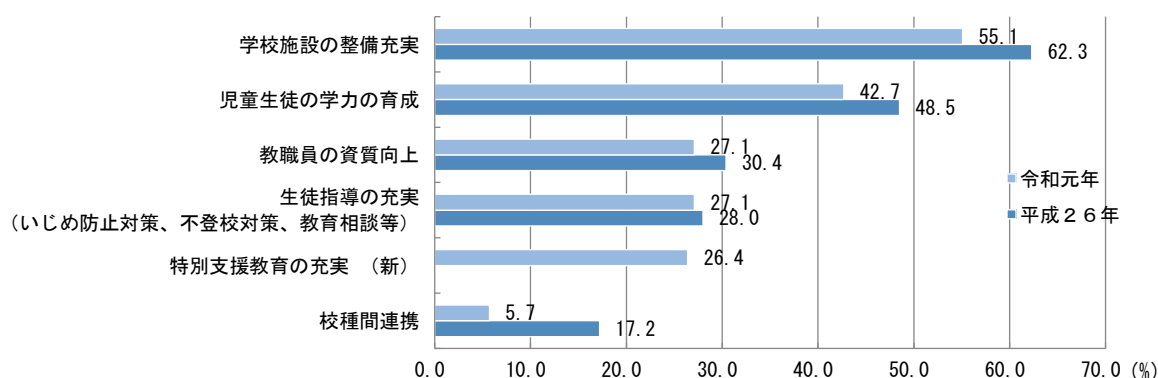


《前回調査時（平成26年）との比較》

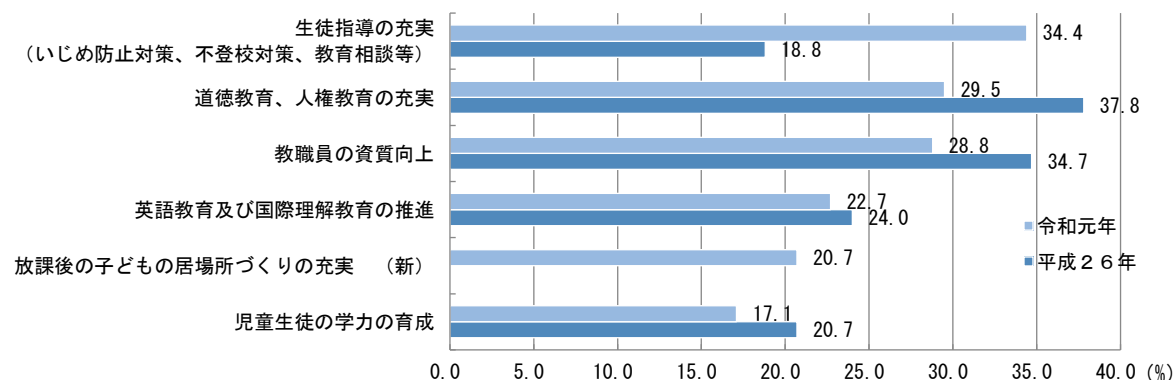
【保護者】



【教 員】



【市 民】



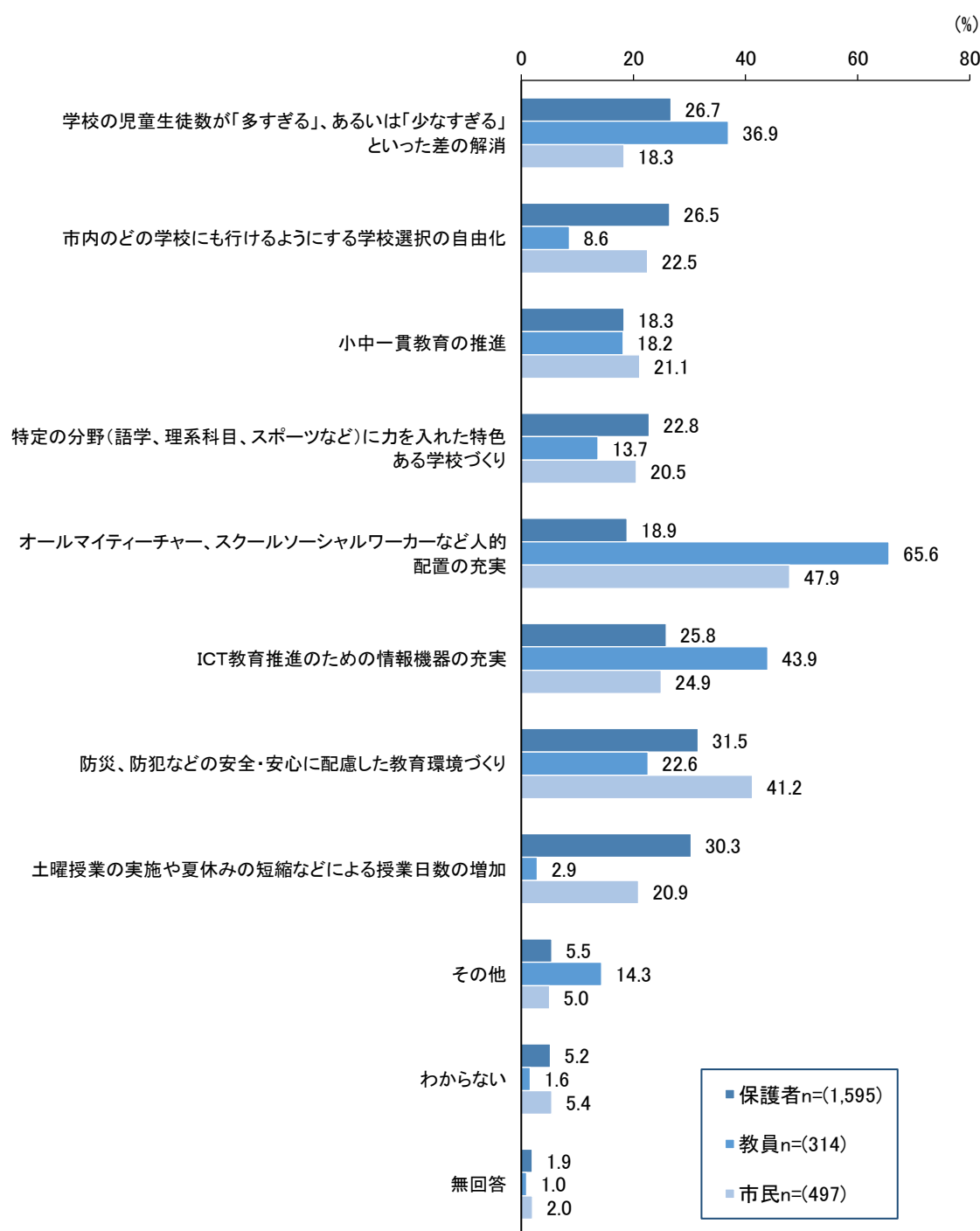
保護者の結果は、前回に比べ「生徒指導の充実」が大きく比率を伸ばし、新規項目の「放課後の子どもの居場所づくりの充実」も高い比率となりました。一方、エアコン整備、トイレ改修が進んだ結果、「学校施設の充実」は比率を下げています。

教員の結果は、新規項目の「特別支援教育の充実」が、保護者、市民の回答に比べ高い比率となっています。

市民の結果は、保護者同様、「生徒指導の充実」「放課後の子どもの居場所づくりの充実」が高い比率となっています。また、前回に引き続き「道徳教育、人権教育の充実」が高い比率となっています。

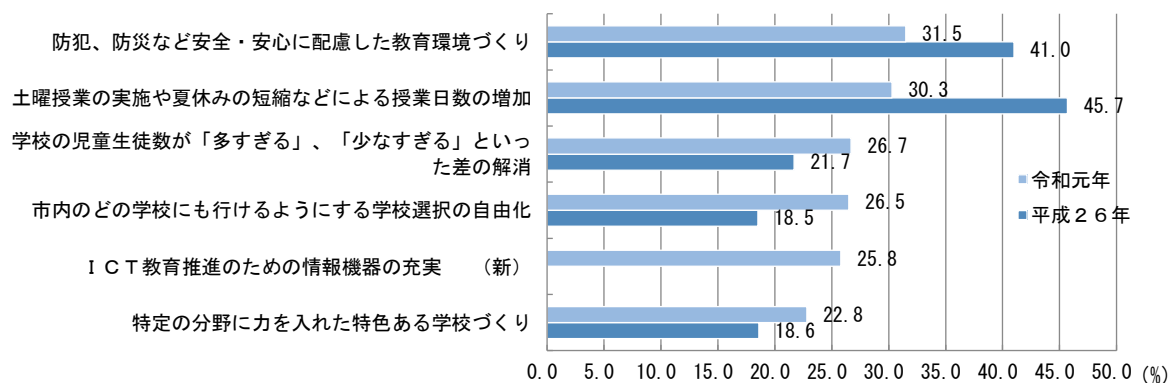
三者に共通しているのは、「学力の育成」「教職員の資質向上」「生徒指導の充実」が挙げられます。

■教育環境の変化に対応するために取り組むべきこと【複数回答】（令和元年度）

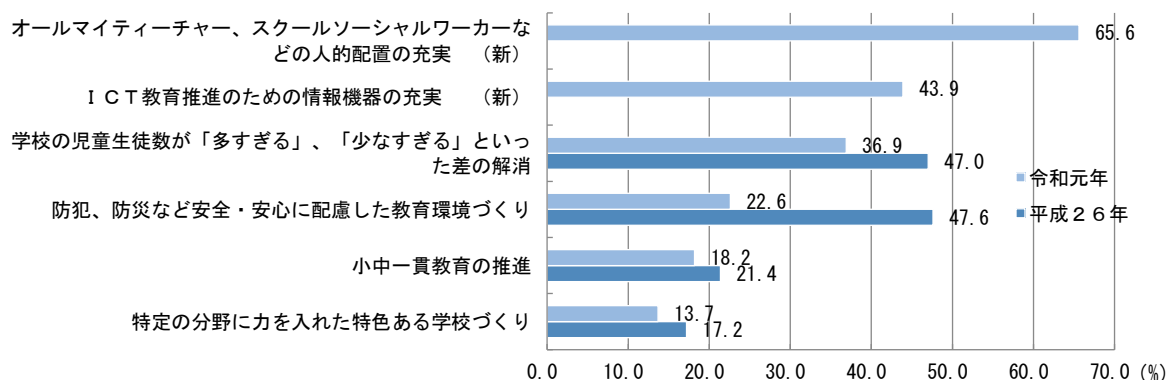


《前回調査時（平成２６年）との比較》

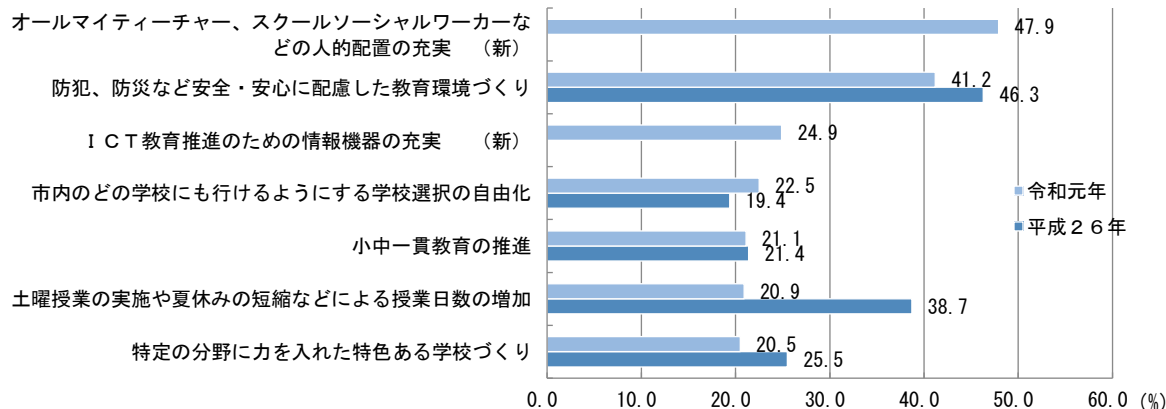
【保護者】



【教 員】



【市 民】



保護者の結果は、前回に比べ、「土曜授業の実施等による授業日数の増加」の比率が下がる一方、「学校選択の自由化」「児童生徒数の学校間格差の解消」が比率を上げています。

教員の結果は、新規項目の「人的配置の充実」が突出しています。

市民の結果は、教員同様、「人的配置の充実」が高い比率となっています。また、「防犯、防災など安全・安心な教育環境」も前回と同様に高い比率となっています。一方、保護者同様「土曜授業の実施等による授業日数の増加」は大きく比率を下げています。

三者に共通しているのは、前回同様に「防犯、防災など安全・安心な教育環境」及び新規項目の「ICT教育推進のための情報機器整備」が挙げられます。また、教員の働き方改革が求められる中、教員及び市民の1番目が「人的配置の充実」となっています。

Ⅱ 計画の基本方針

1 基本理念

本市では、平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度を計画期間とした第一次計画及び平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度を計画期間とした第二次計画において、「生きる力と学びを育む川越市の教育」を基本理念とし、生きる力と豊かな人間性を育む教育の推進に取り組んできました。

現在、少子高齢化やグローバル化、技術革新が進展し、「人生 100 年時代」や「超スマート社会（Society5.0）」を迎えようとしています。さらには、「新しい生活様式」を踏まえた教育活動、学びの保障を行っていく必要があります。

そのような中で、子どもたちが、変化が激しく予測困難な社会を生き抜くために必要な力を身に付けるとともに、社会の持続的な発展を支える担い手となるために、教育が果たす役割はますます重要となっています。

一人ひとりの子どもが、夢や志を持って人生を切り拓き、未来社会の創り手となるために、必要な資質・能力を育む教育の充実に努めるとともに、市民一人ひとりが、郷土に誇りを持ち、生涯にわたって学び、生きがいを高め、多様な人々と連携・協働しながら、心豊かに暮らせる思いやりのある市民社会の実現を目指し、第三次川越市教育振興基本計画の基本理念を「生きる力を育み未来を拓く川越市の教育」と定めます。

生きる力を育み未来を拓く川越市の教育

2 3つの目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの目標を掲げます。

1 志を高くもち、自ら学び、考え、行動する子どもの育成

子どもたちが、変化の激しい社会を意欲的にたくましく生き抜くためには、変化を前向きに受け止め、自身に必要な知識や能力を認識し、身に付け、それらを他者とのかかわりあいや実生活の中で活用し、実践できる主体的・能動的な力を育むことが必要です。

本市では、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」、「何ができるようになるか」という観点を重視した授業改善を含め、教育委員会と学校が計画的・継続的に取り組む様々な施策を通して、子ども一人ひとりの志や意欲、自己肯定感を高め、子どもたちが将来、よりよい社会や人生を自ら切り拓いていくことのできる力を育成する教育を推進していきます。

2 安全・安心で学びを保障する教育環境の整備

子どもたちの確かな学力や、豊かな心と健やかな体を育成していくためには、子どもたちが安心して学習できる環境を確保することが重要です。

子どもたちが快適な学校生活を送れるよう、学校施設・設備の整備・充実に取り組むとともに、学校の臨時休業等の緊急時においても、学校と家庭、社会とのつながりを維持し、学びを保障できる環境の整備や、子どもたちが質の高い教育を受けられるよう、教職員の資質・能力の向上と業務改善を図るなど、安全・安心な教育環境の整備を推進します。

3 郷土に誇りをもち、生きがいや思いやりに満ちた、誰もが活躍できる社会の実現

本市には先人から受け継いだ多くの歴史的遺産があり、伝統文化が息づいているほか、それぞれの地域の特色を生かした様々な活動が行われています。また、人生100年時代をより豊かに生きるためには、生涯にわたって自ら学び、自己の能力を高めることが大切です。

市民の自主的な地域活動や学習活動を支援することにより、生きがいを高めていくとともに、学びの成果を地域社会の課題解決につなげていく活動を通して、郷土に誇りを持ち、世代を超えて人々がふれあう、思いやりのある社会の実現を目指します。

基本理念

生きる力を育み未来を拓く川越市の教育

3つの目標

- 1 志を高くもち、自ら学び考え、行動する子どもの育成
- 2 安全・安心で学びを保障する教育環境の整備
- 3 郷土に誇りをもち、生きがいや思いやりに満ちた、誰もが活躍できる社会の実現

9つの施策

- | | |
|-----|------------------|
| 施策1 | 確かな学力の育成 |
| 施策2 | 豊かな心と健やかな体の育成 |
| 施策3 | 自立する力の育成 |
| 施策4 | 多様なニーズに対応した教育の推進 |
| 施策5 | 教育の質を高める環境の充実 |
| 施策6 | 学びを支える教育環境の整備・充実 |
| 施策7 | 家庭・地域の教育力の向上 |
| 施策8 | 生涯学習活動の推進 |
| 施策9 | 文化財の保存と活用 |

4 重点的な取組

基本理念の実現に向けて、特に、次代を担う子どもたちがたくましく未来を切り拓き、よりよい社会を築いていくために必要な力を育成することが重要です。そのため、本市の児童生徒の現状、学習指導要領の実施、第二次計画期間での課題などを踏まえ、9つの施策のうち、今後5年間、特に力を注ぐべき施策を、次のとおり重点施策として選定します。

その他の施策についても本市教育にとって大切なものであり、教育委員会として全力を挙げて取り組んでいきます。

重点施策

確かな学力の育成

豊かな心と健やかな体の育成

学びを支える教育環境の整備・充実

5 施策の体系

施策1 確かな学力の育成

施策の柱	細施策
(1) 学力向上の推進	①主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進 ②各種調査結果の分析・活用 ③少人数指導の推進 ④ICT活用の推進 ⑤家庭学習の充実
(2) 校種間連携の推進	①幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の連携 ②小中連携、小中一貫教育の推進
(3) グローバル化に対応する教育の推進	①英語指導助手の配置事業の充実 ②小学校・中学校英語教育の充実
(4) 学校教育の情報化の推進	①情報活用能力の育成 ②情報セキュリティ・モラルに関する資質・能力の育成 ③教育の情報化に関する推進体制の充実 ④ICT環境の整備 ⑤ICT活用の推進（再掲）

施策2 豊かな心と健やかな体の育成

施策の柱	細施策
(1) 豊かな心を育む教育の推進	①道徳教育の充実 ②規律ある態度の育成の推進 ③伝統や文化に関する教育の充実 ④読書活動の充実 ⑤体験活動の充実
(2) 生徒指導の充実	①いじめ防止対策の推進 ②不登校対策の推進 ③教育相談の充実
(3) 健康の保持増進と体力向上の推進	①学校保健活動の推進 ②「いのちの教育」の推進 ③食育の推進 ④体力向上の推進

施策3 自立する力の育成

施策の柱	細施策
(1) 進路指導・キャリア教育の充実	①地域・関係機関と連携した社会体験活動の充実 ②小学校・中学校・高等学校の系統的なキャリア教育の充実
(2) 主体的に社会の形成に参画する力の育成	①主権者教育の推進 ②環境教育の推進 ③消費者教育の推進

施策4 多様なニーズに対応した教育の推進

施策の柱	細施策
(1) 特別支援教育の充実	①一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実 ②就学支援の充実 ③特別支援教育の理解・啓発の推進
(2) 一人ひとりの状況に応じた支援	①多様化する学校課題を解決する事業の推進 ②外国人児童生徒支援の充実 ③教育機会均等化のための支援

施策5 教育の質を高める環境の充実

施策の柱	細施策
(1) 教職員の資質向上	①教職員研修の充実 ②中堅教職員・臨時的任用教員の育成 ③教職員研修の効果的な実施
(2) 教職員の働き方改革	①勤務時間を意識した働き方の推進 ②事務負担軽減への取組 ③悩みを抱える教職員のための支援体制づくり
(3) 魅力ある市立川越高等学校づくりの推進	①市立川越高等学校の活性化・特色化の推進 ②進路指導力向上のための教職員研修の充実 ③中学校・市立川越高等学校連携の推進 ④市立川越高等学校教育環境の整備・充実
(4) 市立特別支援学校の充実	①市立特別支援学校の整備・充実 ②市立特別支援学校のセンター的機能の充実

施策6 学びを支える教育環境の整備・充実

施策の柱	細施策
(1) 学校施設の整備・充実	①小・中学校施設大規模改造工事の推進 ②小・中学校重要設備の更新 ③小・中学校空調設備設置の推進 ④学校図書館の充実
(2) 小・中学校の適正規模・適正配置	①小・中学校の適正規模・適正配置等の検討
(3) 学校給食の充実	①給食内容の充実 ②学校給食施設の整備
(4) 子どもたちの安全・安心の確保	①安全教育の推進 ②防災教育の推進 ③学童保育の充実
(5) 教育センターの充実	①教育センター施設の整備・開放の充実 ②教職員・保護者・地域との連携研修の充実

施策7 家庭・地域の教育力の向上

施策の柱	細施策
(1) 家庭や地域の教育力向上	①家庭教育の支援 ②社会教育関係団体への支援 ③地域の教育活動への支援
(2) 家庭・地域と学校の連携・協働	①コミュニティ・スクールの導入の推進 ②外部人材の積極的活用 ③学校評価の活用 ④学校・家庭・地域の連携推進 ⑤放課後子供教室の推進

施策8 生涯学習活動の推進

施策の柱	細施策
(1) 市立公民館の充実	①ライフステージにおける課題や現代的課題の学習 ②生涯学習活動の拠点としての公民館の運営 ③公民館を活用した子どもの居場所づくりの推進 ④公民館の設置及び既存公民館の整備
(2) 市立図書館の充実	①図書館サービスの充実 ②図書館を利用した学習活動の推進 ③図書館施設運営整備事業の推進
(3) 市立博物館の充実	①展示機能の充実 ②郷土資料の収集・保存 ③教育普及事業の充実と学校教育との連携強化 ④博物館・蔵造り資料館の整備
(4) 人権教育の推進	①人権教育の充実 ②人権教育指導者の養成 ③関係機関・団体等との連携

施策9 文化財の保存と活用

施策の柱	細施策
(1) 文化財の保存と活用	①文化財の保存と活用 ②無形民俗文化財の保存と後継者の育成 ③重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実 ④河越館跡の整備・活用 ⑤山王塚古墳の保護
(2) 地域の歴史や伝統文化の継承	①文化財保護意識の啓発 ②地域の歴史・伝統文化の継承に向けた学びの促進

